



平成16年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長 長 嶋 重 雄
(コード番号: 2394)
問 合 せ 先 専務取締役経営企画部長 早 原 弘 明
(TEL. 03-3878-1176)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会におきまして、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成16年6月29日開催予定の当社第4回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲・士気を一層高めることを目的として、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについてのご承認をお願いするものです。
2. 発行する新株予約権の内容等
(新株予約権の要領)
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式940株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の種類及び数は当社普通株式1株(以下「付与株式数」という。)とする。
但し、付与株式数は以下の調整規定に服し、これに応じて新株予約権の目的たる株式の数も調整される。
《調整規定》
新株予約権の発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、当該株式の分割又は併合の比率に準じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割又は併合の比率}$$

新株予約権の発行日以降、(i)当社が資本減少を行う場合、(ii)当社が吸収合併、新設合併、新設分割若しくは吸収分割を行い、本件新株予約権が新設会社、存続会社等に承継される場合、又は(iii)当社が株式交換を行い完全親会社となる場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 発行する新株予約権の総数
940個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込価額(以下に定める金額とし、以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。但し、払込価額は に定める払込価額の調整規定に服する。

《払込価額》

払込価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1,000円未満の端数はこれを切り上げるものとする。但し、その価額が新株予約権発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格とする。

払込価額の調整規定

(a) 新株予約権発行後、当該時点における日本証券業協会が公表する当社の普通株式の最終価格(以下「新規発行(処分)前の株価」という。)を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式の発行又は自己株式の処分をする場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式における「新規発行(処分)前の株価」は、調整後の払込価額を適用する日に先立つ直近30取引日における日本証券業協会が公表する当社の普通株式の各最終価格の平均値(当該最終価格のない日数を除く。)とする。また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(b) 新株予約権の発行日以降、(i)当社が資本減少を行う場合、(ii)当社が吸収合併、新設合併、新設分割若しくは吸収分割を行い、本件新株予約権が新設会社、存続会社等に承継される場合、又は(iii)当社が株式交換を行い完全親会社となる場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整する。

(c) 新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整による生ずる1,000円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間
平成18年7月1日から平成21年6月30日まで(以下「行使期間」という。)

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は、本件新株予約権の権利行使の日の前日(取引が成立しないときは直近の日)における日本証券業協会が公表する当社の普通株式の最終価格が第(4)項に定める払込価額の1.5倍を超えている場合でなければ、行うことができない。

新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当該時点で権利行使していない本件新株予約権について、行使期間中といえども直ちに当該権利を喪失し、行使することができない。

- (a) 理由の如何を問わず、当社又は当社の子会社(当社が当該会社の発行済株式総数(議決権ある株式に限る。)の50%を超える株式を保有する会社を意味する。以下、同じ。)の取締役、監査役又は従業員の地位をいずれも喪失した場合(当社の子会社が、株式譲渡等により当社の子会社でなくなったことにより、地位を喪失した場合を含む。)。但し、以下の規定に従う。
- (i) 当社若しくは当社の子会社の取締役たる新株予約権者が任期満了により当該取締役の地位を喪失した場合、又は当社又は当社の子会社の従業員たる新株予約権者が定年退職により当該従業員の地位を喪失した場合には、当該地位を喪失した日(但し、行使期間の開始前に当該地位を喪失した場合は行使期間の初日)から6ヶ月間(但し、行使期間中に限る。)に限り、本件新株予約権を行使することができる。
- (ii) 新株予約権者が行使期間中に死亡したことにより当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失したときは、死亡の日から6ヶ月間(但し、行使期間中に限る。)に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者が行使期間の開始前に死亡したことにより当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失したときは、この限りでない。
- (b) 新株予約権発行日以降、当社及び当社の子会社以外の中古車オークション業を目的とする会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位に就いた場合
- (c) 新株予約権発行日以降、(i)禁錮以上の刑に処せられた場合又は(ii)当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けた場合
- (i)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併を行う場合、(ii)当社が他社の完全子会社となる株式移転若しくは株式交換を行う場合、又は(iii)当社が分割会社となる新設分割(但し、単独の物的新設分割を除く。)若しくは吸収分割を行う場合、かかる内容の議案が当社の株主総会で承認され、かつ、当社がその旨を新株予約権者に通知したときは、新株予約権者は、当該通知を受領した後20営業日以内(但し、行使期間中に限る。)にその時点までに行使していない本件新株予約権を行使ことができ、当該期間内に権利行使しなかった場合、当該本件新株予約権を喪失する。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

(i)当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併を行う場合、(ii)当社が他社の完全子会社となる株式移転若しくは株式交換を行う場合、又は(iii)当社が分割会社となる新設分割(但し、単独の物的新設分割を除く。)若しくは吸収分割を行う場合、かかる内容の議案が当社の株主総会で承認されたときは、本件新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、本件新株予約権の行使をする前に、前(6)項 に従い本件新株予約権を喪失した場合には、取締役会決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を新株予約権の割当を受ける者との間で締結するものとします。

以 上